

令和 8 年度
京丹後市地域経済循環創造事業
提案審査要領

令和 8 年 9 月
京丹後市商工振興課

目次

1	事業の目的	2
2	審査について	2
3	対象事業	2
4	補助対象経費	3
5	補助金額	3
6	補助対象期間	4
7	提案審査への参加資格	4
8	提案審査への参加方法	4
9	プレゼンテーション資料について	5
10	採択について	6
11	スケジュール	7
12	失格	7
13	留意事項	7
14	書類の提出及び問い合わせ先	7

1 事業の目的

総務省のローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）は、産官学金労言の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援するものである。

京丹後市においては、この制度を活用し、地域資源を生かした新たな事業の創出、地域経済の循環及び地域課題の解決を図るため、国への申請及び採択に向けた指導・助言を実施する提案事業を選定するため、本要領において必要な事項を定める。

2 審査について

本要領に基づき、市は、ローカル 10,000 プロジェクトの活用に向け、国への申請手続を進める提案を審査する。審査した提案については、事業計画及び収支計画の策定その他必要な事項について、指導・助言を行った後に市が当該事業に係る事業計画を国へ提出し、国による審査等を経て、地域経済循環創造事業交付金の交付申請を行うものとする。国の交付決定を受けた事業については、地域経済循環創造事業交付金交付要綱、京丹後市補助金等交付規則及び京丹後市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき、当該事業者に対して補助金を交付する。

なお、市による審査は、国への申請手続を進める事業を決定するものであり、国による交付決定を保証するものではない。

3 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、補助事業者が初期投資を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し補助金を交付する。

- ア 産官学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- イ 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- エ 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは奄美群島振興開発基金から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が下記（６）に規定する補助金と同額以上であり当該融資は無担保（交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

なお、金融機関は経営者に対して交付金事業者の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならない。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル 10,000 プロジェクト）に規定する経費とする。

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）。
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費。
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

※事業目的に合致しないもの、消耗品、振込手数料、各種申請手数料・収入印紙、各種保険料及び事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は対象外とする。

※補助対象経費については、国の制度改正等により変更となる場合がある。

5 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から、事業者等が地域金融機関等若しくは日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。ただし、京丹後市の予算の範囲内での補助とする。

- ア 融資額が補助金額と同額以上 2 倍未満の額の場合 3,000 万円
- イ 融資額が補助金額の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4,000 万円
- ウ 融資額が補助金額の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5,000 万円
- エ 融資額が補助金額の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

6 補助対象期間

補助金の対象事業を実施する期間（以下「補助対象期間」という。）は、単年度を原則とし、京丹後市及び国の交付決定後に着手し、当該年度の2月末日までに完了することを原則とする。

ただし、やむを得ない事情により、京丹後市及び国の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、事前に京丹後市へ相談の上、交付決定前着手届を提出することにより、交付決定前の着手を認める場合がある。この場合において、交付決定前着手が認められた場合であっても、国の交付決定を保証するものではなく、国の交付決定がなされなかった場合や交付決定額が申請予定額を下回った場合等に生じる損失については、事業実施主体の負担とする。また、交付決定前着手届を提出した場合であっても、交付決定を受けるまでの間は、原則として事業実施計画の変更を行わないこと。

2年度にわたる事業実施を検討する場合は、事前に市へ相談すること。

7 提案審査への参加資格

申請事業の提案審査に参加する事業者は、次の(1)～(3)の要件を全て満たす者とする。

- (1) 京丹後市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第2条に規定する者。
- (2) 市等が実施する同種の補助金等の交付を受けていない者又は受ける見込みがないこと。
- (3) 京丹後市補助金等交付規則第4条第2項に規定する者でないこと。

8 提案審査への参加方法

(1) 提出書類

- ア 京丹後市地域経済循環創造事業提案書(様式第1号)
- イ 総務省が定める地域経済循環創造事業実施計画書
- ウ 総務省が定める事業概要ポンチ
- エ 工程表等完成までのスケジュールが分かる資料(任意様式)
- オ 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- カ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)
- キ 事業の実施場所における登記事項証明書の写し(実施場所を今後取得する場合は、所有者、所在地、面積、取得見込額等が分かる書類)
- ク 直近2年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式
- ケ プレゼンテーション資料(任意様式)
- コ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出方法

電子データと紙の両方を「14 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。

ア 電子データ

電子メールにて提出。電子メール送付後は未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。データはZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出年月日) _ (事業者名) _ 申請書類一式」(() 内は各々必要事項を記載) とすること。

イ 紙（原本１部、副本７部）

直接持ち込み又は郵送（締切日必着）により提出。

- ・直接持ち込む場合の受付時間は、市役所の開庁時間とする。
- ・郵送の場合は、送付書類の確認が取れるよう、特定記録や簡易書留等にて送付すること。なお、郵便事故等による未着の場合は、受付を行わない。

(3) 確認事項

- ・市は、提出書類を申請事業の選定以外に使用しない。
- ・書類の提出にかかる費用は、事業者等の負担とする。
- ・書類の提出後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。
- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、市が複製を作成することがある。
- ・第三者より申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、京丹後市情報公開条例（平成１６年条例第７号）に基づき、提出書類を公開することがある。

９ プレゼンテーション資料について

プレゼンテーション資料の作成にあたり、必要な事項等を以下のとおり定める。

(1) 構成

資料は以下の項目の記載を必須とする。

ア 表紙

- ・表題（京丹後市地域経済循環創造事業補助金～補助事業の名称～）
- ・提出年月日
- ・事業者名、担当者氏名、連絡先

イ 目次

ウ 事業者（実施主体）概要

エ 事業計画の概要

オ 事業計画の詳細

- ・具体的な内容を記載すること。
- ・事業実施にあたり、遵守すべき法令や取得が必要な許可等がある場合は、「法令、許可等の名称」及び「取得スケジュール」を記載すること。

カ 全体事業スケジュール

キ 経費見積書及び積算内訳書

- ・見積金額の内訳が分かる積算内訳を作成し、項目、数量、単価、金額を明らかにすること。

(2) 形式等

ア 資料はA4、横書きとし、ページ番号を付すこと。

イ 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(3) その他

ア 図、表、写真等を適宜使用し、見やすく明確な内容とすること。

イ 専門知識を有しない者にも理解できる表記を心がけること。

ウ 資料で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とすること。

エ 事業の実現可能性について、十分考慮した内容とすること。

10 採択について

(1) 採択方法

提案事業への公募があった場合は、提案事業を選定するため、京丹後市地域経済循環創造事業補助金審査会（以下「審査会」）を設置し、審査会を開催する。なお、審査会は非公開とする。

(2) 審査会

事業者が審査会において、プレゼンテーションを行う。審査委員は、以下の評価基準をもって採点を行う。採点結果が6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政状況等に鑑み、審査会により申請事業を選定する。

項目	評価基準	配点
1 地域資源の活用	京丹後市の地域資源を活用する事業である。地域資源の特徴を生かし、ブランド化や知名度向上等に寄与している。	20 点
2 事業の実現性	事業内容、事業戦略、収支計画は具体的かつ確実性がある。	10 点
3 雇用計画	地域人材の雇用計画及び育成計画に具体性かつ確実性がある。	10 点
4 公共的な地域課題の解決	公共的な地域課題の解決を図るもので、地域経済の循環、関係人口の増加、地域の担い手確保など、地域への波及効果を見込むことができる事業である。また、第3次京丹後市総合計画その他の市計画に掲載されている課題と合致している。	20 点
5 モデル性	市内で前例のない取組であり、同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得る。	20 点
6 リスクに対する回避策	事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策がある。	10 点
7 事業の自立性	補助対象事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができる。	10 点
合計		100 点

(3) プレゼンテーションにおける留意事項

ア 実施時間は、1 事業者につき 60 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 40 分以内）とする。

イ プレゼンテーションは「9 プレゼンテーション資料について」に基づき作成した資料を用いて行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。

ウ 実施日時、会場など詳細について、選定参加者にメールにて送付する。プレゼンテーションに使用する機器（PC等）については、事業者自ら準備すること。ただし、大型モニター及びHDMI ケーブルは本市で用意する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、選定事業の提案があった全ての事業者にも文書で通知する（様式第2号）。

なお、市の採択事業となった場合でも国による審査に落選した場合は、市は補助金を交付しない。

11 スケジュール

	募集
募集	随時
書類提出締切	毎月 15 日
審査会	毎月 20 日
審査結果通知	毎月末日予定
実施計画提出に向けた指導・助言	審査結果通知から 2～3 ヶ月
国への実施計画提出	指導・助言後
国による審査	実施計画提出から 2～3 ヶ月
国の交付決定	実施計画提出から 3～4 ヶ月
事業実施期間	国の交付決定後～令和 9 年 2 月末
実績報告	令和 9 年 2 月末日まで
補助金の支払い	実績報告確認後、順次

12 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 未提出書類があった場合

13 留意事項

- (1) 当初の計画内容を、原則、遵守するものであるが、総務省からの助言及び本市との協議の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けたのちで変更することがあり得る。
- (2) 補助金額は、提出のあった計画の範囲内とする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ウェブサイト等を参照すること。

14 書類の提出及び問い合わせ先

京丹後市役所 商工観光部 商工振興課（平日 9：00～16：30）

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電子メール shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

電話

0772-69-0440